都城市斎場使用料一覧

(１)　火葬施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 使用料の額 |
| 遺体 | 12歳以上 | 死亡時住所が本市である場合 | １体 | 20,000円 |
| 死亡時住所が本市でない場合 | 同上 | 45,000円 |
| 12歳未満 | 死亡時住所が本市である場合 | 同上 | 13,000円 |
| 死亡時住所が本市でない場合 | 同上 | 29,000円 |
| 本市に住所を有する者 | 死産児 | 同上 | 6,000円 |
| 改葬遺骨 | １棺 | 6,000円 |
| 産胎物 | １胎分 | 2,000円 |
| 肢体の一部 |  | 3,000円 |
| 本市に住所を有しない者 | 死産児 | １体 | 12,000円 |
| 改葬遺骨 | １棺 | 12,000円 |
| 産胎物 | １胎分 | 4,000円 |
| 肢体の一部 |  | 6,000円 |

(２)　霊安室

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 基礎額 | 単位当たりの使用料の額 |
| 死亡時住所が本市である場合 | １日目 | １体 | 4,762円 | 基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 |
| ２日目以降の１日当たり | 同上 | 1,905円 | 同上 |
| 死亡時住所が本市でない場合 | １日目 | 同上 | 9,524円 | 同上 |
| ２日目以降の１日当たり | 同上 | 1,905円 | 同上 |

注）都城市斎場は、火葬業務のみ行う施設です。